

お客さま各位



当座勘定規定の改定について

平素は、浜松いわた信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、この度、当金庫は、払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱開始にともない、以下のとおり当座勘定規定を改定します。

改定後の規定は、改定前から当座預金をご契約いただいているお客さまにも適用されますので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口または下記の連絡先にお問合せください。

記

<改定する預金規定> 当座勘定規定

<改定日> 2023年10月2日（月）

<改定内容> ※以下のとおり、条文を追加、変更いたします。

改定後	改定前
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。</p> <p>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行なうことはできません。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (3) (略)</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (3) (略)</p>

以上

【本件に関するお問い合わせ】

浜松いわた信用金庫 お客様サービス課

TEL : 0120-307-804 受付時間 : 平日 9:00~17:00